

健感発 1121 第 15 号
食安検発 1121 第 5 号
平成 26 年 11 月 21 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

標記について、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成 26 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号及び食安検発 0808 第 1 号）により実施しているところである。

今般、世界保健機関（WHO）による、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の終息宣言等を踏まえ、同通知について、別添の新旧対照表のとおり改正するので、その対応に遺漏なきを期されたい。

新	旧
西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、<u>西アフリカのギニア、リベリア及びシエラレオネ</u>（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ3カ国では<u>14,383名</u>の患者のうち、<u>5,165名</u>が死亡（平成26年<u>11月11日</u>現在）している。 また、WHOは、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8月8日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。 記 1 入国者への対応 エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。 また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。 2 仮検疫済証の交付 検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であつても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。 3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。	アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、<u>アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ及びコンゴ民主共和国</u>（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ3カ国では<u>9,911名</u>の患者のうち、<u>4,868名</u>が死亡（平成26年<u>10月19日</u>現在）、<u>コンゴ民主共和国</u>では<u>6名</u>の患者のうち、<u>49名</u>が死亡（平成26年<u>10月20日</u>現在）している。 また、WHO は、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8月8日にエボラ出血熱が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。 記 1 入国者への対応 エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。 また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。 2 仮検疫済証の交付 検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であつても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。 3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。

診察の結果、到着前21日以内にギニア、リベリア又はシエラレオネに渡航又は滞在し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 38℃以上の発熱症状がある者
イ 到着前21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）があり、かつ、体熱感を訴える者

また、エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であつて、針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

ギニア、リベリア又はシエラレオネに渡航又は滞在していたことが確認された者については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、エボラ出血熱の流行国出国後（出国日時から起算することが不適当な場合は、入国後）504時間（21日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるとすること。
健康監視の際、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に対して、エボラ出血熱患者との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機するべき旨等その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者から報告があつたこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

エボラ出血熱の国内患者発生時の全体フローチャートについては別添1

診察の結果、38℃以上の発熱に加え、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、胸痛、腹痛、嘔吐、下痢、食思不振、脱力、原因不明の出血などの症状があり、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前21日以内に、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴がある者
イ 到着前21日以内に、コウモリ、霊長類等に直接手で接触するなど
の接触歴がある者

また、ア又はイのいずれかに該当する者のうち、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、(1)のア又はイのいずれかに該当する者（(1)により隔離又は停留の措置を受ける者を除く。）については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、エボラ出血熱の流行国出国後（出国日時から起算することが不適当な場合は、入国後）504時間（21日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるとすること。

また、ギニア、リベリア及びシエラレオネにおけるエボラ出血熱患者の発生状況等を踏まえ、当分の間、これらの国に渡航又は滞在していたことが確認された場合は、(1)のアに該当するとみなして対応すること。

この間、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、医療機関において診察を受けるべき旨その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。）に対して、当該者の氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程、健康状態、当該者に対して指示した事項、当該者に係る国内における居所及び連絡先並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

なお、当該通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

のとおりであり、都道府県にも通知したので承知のこと。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

7 参考

別添 1：エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート
(暫定版)

「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合は、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

(参考：改正後全文)

健 感 発 0808 第 2 号
食 安 検 発 0808 第 1 号
平 成 26 年 8 月 8 日

健 感 発 0905 第 1 号
食 安 検 発 0905 第 4 号
一部改正 平 成 26 年 9 月 5 日

健 感 発 1021 第 2 号
食 安 検 発 1021 第 3 号
一部改正 平 成 26 年 10 月 21 日

健 感 発 1024 第 1 号
食 安 検 発 1024 第 1 号
一部改正 平 成 26 年 10 月 24 日

健 感 発 1029 第 1 号
食 安 検 発 1029 第 2 号
一部改正 平 成 26 年 10 月 29 日

健 感 発 1121 第 15 号
食 安 検 発 1121 第 5 号
一部改正 平 成 26 年 11 月 21 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

現在、西アフリカのギニア、リベリア及びシエラレオネ（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ3カ国では14,383名の患者のうち、5,165名が死亡（平成26年11月11日現在）している。

また、WHO は、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8月8日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。

記

1 入国者への対応

エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。

また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。

2 仮検疫済証の交付

検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い

エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。

（１）診察等

診察の結果、到着前 21 日以内にギニア、リベリア又はシエラレオネに渡航又は滞在し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 38℃以上の発熱症状がある者

イ 到着前 21 日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）があり、かつ、体熱感を訴える者

また、エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であって、針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

ギニア、リベリア又はシエラレオネに渡航又は滞在していたことが確認された者については、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、エボラ出血熱の流行国出国後（出国日時から起算することが不適当な場合は、入国後）504 時間（21 日）内において、1 日 2 回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

健康監視の際、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に対して、エボラ出血熱患者との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第 18 条第 3 項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機すべき旨等その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者から報告があったこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

エボラ出血熱の国内患者発生時の全体フローチャートについては別添 1 のとおりであり、都道府県にも通知したので承知のこと。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

7 参考

別添 1：エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート（暫定版）
「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>